

30 西 審 国 第 9 号
平成 31 年 1 月 25 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清 水 文 子

平成 31 年度 国民健康保険料のあり方について（答申）

平成 30 年 10 月 30 日付 30 西市国第 2290 号にて諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果をとりまとめたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

平成 31 年度国民健康保険料のあり方について

2 答申事項

平成 31 年度国民健康保険料を次のとおり見直す。

基礎賦課額	賦課限度額	54 万円から 58 万円
-------	-------	---------------

なお、平成 31 年度税制改正において、国民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。

国民健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い国民健康保険料軽減の拡充を行うこと。

3 答申理由

一般会計からの法定外繰入金は、国民健康保険加入者以外の市民との負担の公平性確保の観点から一定の枠内で運用すべきである。法定外繰入金については歳入の確保、歳出の抑制、保険料のあり方などを総合的に勘案する必要がある。

上記視点に立ち、平成 31 年度の保険料について審議した。

国民健康保険料のあり方については、基礎賦課額の賦課限度額を、既に改正されている国の平成 30 年度の改正に準じて見直しを行うこととした。

平成 31 年度国民健康保険特別会計は、医療費の適正化等事業の実施及び賦課限度額の見直しにより、法定外繰入金についても減少する見通しであることから答申事項の結論に至った。

「付帯意見」

- 1 WHOの提唱する健康都市連合に加盟した市にふさわしいよう、引き続き健康への市民の関心を高めながら健康づくりに関連する事業の充実を図るとともに、西東京市保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、特定健診・特定保健指導の更なる受診率の向上、ジェネリック医薬品利用差額通知の発行、疾病の重症化予防など、医療費の適正化に向けた事業の着実な取組みを進めること。

併せて、療養費の適正化、レセプト点検などの取組みを行い、国保財政の健全化を図ること。なお、歳入の確保及び負担の公平性の観点からも保険料徴収の向上を図ること。

- 2 賦課限度額については、平成 27 年度からの基礎賦課額の賦課方式を 3 方式から 2 方式に改定してきた影響を考慮して、国の政令改正より 1 年遅れで改定を行ってきたが、平成 30 年度をもって基礎賦課額の賦課方式の改定は完了したことから、1 年遅れで改定する理由はなくなったと考える。国は、平成 31 年度税制改正により、基礎賦課額の賦課限度額を 3 万円増額するための法改正を予定しており、本協議会においても、同基準額への改定を検討してきたが、本市の賦課限度額は、平成 29 年度の国の基準額を準用しているため、国の政令改正と同額の改定を行うこととすれば、一部の被保険者への負担が増大する。こうしたことから、被保険者への激変緩和を考慮し、平成 31 年度については、平成 30 年度の政令改正を準用することとした。しかしながら、平成 30 年度から東京都が財政主体となる広域化が始まったこと、また負担の公平性、国保財政の健全化の観点から、国の政令改正を準用した額とする必要があると考え、今後、被保険者へ与える影響等を踏まえた上で、国の政令改正に合わせた賦課限度額の改正を目指すこと。

- 3 現在、一般会計からの法定外繰入金によって事業運営の安定を保っている国保財政への負担縮減や低所得者をはじめとした被保険者の負担軽減を図るため、国・東京都への補助金の増額及び更なる財政基盤強化に繋がる財源構成を含めた保険制度の見直しを引き続き要望すること。